

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	社会福祉法		法令番号	昭和26年法律第45号		
手続名	社会福祉法人の解散命令		根拠条項	第56条第8項		
処分基準	<p>社会福祉法人の解散命令を行うのは、社会福祉法第56条第8項に規定する場合のみである。</p> <p>社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当な事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときに、解散命令の対象となる。処分にあつては、平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領及び平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」に定める社会福祉法人指導監査実施要綱を判断の指針とする。</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	交付機関	目次	No.
	2 弁明の機会の付与					